



配偶者やパートナー・恋人からの暴力に悩んでいる

あなたを支援



STOP DV

向日市 ドメスティック・バイオレンス防止ハンドブック

あなたへの暴力、それは配偶者や交際相手からであっても犯罪です

DVとは、「配偶者や恋人など親密な関係にある、パートナー間でふるわれる暴力」です。女性も男性も、社会で自分らしく活躍するためには、お互いを尊重し暴力のない社会であることが大切です。

なぐる・けるだけが暴力ではありません。
そして、様々な形の暴力が複雑に絡みあっています。

例えば

身体的なもの

- なぐる • ける
- 髪を引っ張る
- 物を投げつける

性的なもの

- セックスを強要する
- 避妊に協力しない
- 見たくないのにアダルトビデオを見せる

精神的なもの

- 暴力をふるうふりをして脅す
- 人前で人格を否定する
- 無視する • 大声でどなる

社会的なもの

- 行動を監視する
- 実家や友だちとのつきあいを制限する
- 電話やメールをチェックする

子どもを巻き添えにしたもの

- 子どもの前で暴力をふるう
- 子どもに危害を加えるぞ、とおどす

経済的なもの

- 生活費を渡さない
- 仕事に就くことを認めない
- 自由にお金を使わせない

DVを受け続けると・・・

「怒らせるのは、自分が悪いから・・・」

「こんなこと、たいしたことじゃないから我慢しよう・・・」



暴力は人を傷つけます。身体だけではなく、心や人間関係を壊します。

自信をなくす

暴力の原因は自分にあると思いこまれ、自分を責め、自信がなくなります。

感情をなくす

「たいしたことじゃない」と忘れようとしたり、感情を麻痺させます。

人間関係をなくす

監視され、制限されることで、他者との人間関係が切られ、孤立します。

多くの場合、加害者と離れても、精神的な影響は続き、長い時間をかけて心の傷を癒していかなければなりません。

DVが子どもへ与える影響



「子どものため・・・」と我慢していませんか？

暴力にあふれた環境は、子どもにとって安心できる場所ではありません。子どもの前でふるわれる暴力は、児童虐待にあたりとされており、心にも深い傷を与えます。

このような姿が重なり合って現れます

かんしゃくをおこす

イライラ、わがまま

落ち着きがない

パニック

赤ちゃんがえり

表情がとぼしい

子どもらしい
活気がない

ぼーっとしている

悪夢

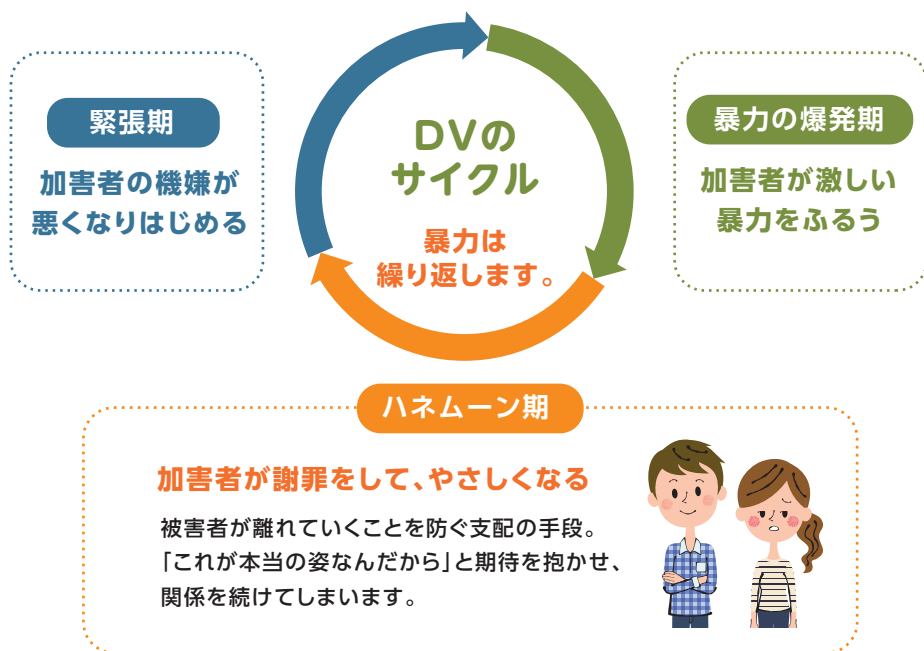
何に対しても
感情を表さない

おびえる

DVにはサイクル(周期)があります

多くの場合、DVには「緊張期」「爆発期」「ハネムーン期」のサイクルがあり、このサイクルが何度も繰り返され、さらにエスカレートしていくと被害者は次第に逃げる機会や自尊心を失い、サイクルから脱出することが難しくなります。

**DVは、対等な意見の食い違いやけんかではなく、
支配・被支配の固定された関係です！**



DVチェックシート



- 機嫌をそこねないように、いつも気を遣う
- 自分の考えよりも、パートナーの考えを優先してしまう
- 自分さえ我慢すればいいと思ってしまう
- 責められないように、いつも言い訳を考えてしまう
- パートナーが帰宅する時間になると緊張したり、恐怖を感じる
- 一緒にいると息苦しくなる
- セックスの要求は絶対に断れない
- 子どもがパートナーを怒らせないか、いつもひやひやしている

DVには、たくさんの誤解と思い込みがあります

DVの被害者の近くにいる人たちが、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解していないと、不適切な言動によってさらに傷つけてしまいます。

よくある質問



■ DVって夫婦げんかと同じじゃないの？

No

けんかは、対等の立場の者同士の意見のぶつかり合いで一時的なものです。DVはどちらかから一方的に継続してふるわれる暴力で、その間には支配と従属の関係があります。被害者はコントロールされてしまいます。

■ どうして逃げないの？別れたらいいのでは？

No

被害者は、経済的問題や子どものことなど、別れることによって生じる問題に悩みます。また、長期にわたる暴力の結果、逃げ出す気力を失ったり、自分に対して自信が持てず、DVが自分の責任と思いつつも、加害者は、暴力と緩和を使い分け、自分から離れないようにコントロールしています。

■ 暴力をふるわれる人にも問題があるのでは？

No

加害者は自分の行為を正当化しますが、どのような理由があっても、暴力をふるわれていい人などいません。

■ 暴力をふるうのは特別な人？

No

加害者は職業や年収、学歴、年齢などに関係なく、決まったタイプはありません。誰に対しても威圧的な態度をとる人もいれば、職場や地域など外面的には優しくて人あたりがいい人もいます。

■ 子どものために、我慢してあげるべきでは？

No

子どもの前でふるわれる暴力は、子どもの心に深い傷を与え、人間関係をうまく築けなくなる子もいます。また、暴力で問題解決できると思い込ませることもあります。子どものためにも、暴力のない安心な家庭にすることが大切です。

相談

1.ひとりで悩まないで!

あなたが悪いのではありません。
あなたには、暴力の責任はありません。
あなたの周りに、秘密を厳守し、あなたを守ろうと
努力してくれる専門の相談員がいます。



セーフティプラン

万が一の場合に備えておくことも必要です。

- 1) 危険な場所から離れることを第一に考える。
- 2) 逃げるときに持っていく物を準備し、相手の分からない場所に預けておく。
- 3) 危険な状態になったときに、逃げる経路を考えておく。
- 4) 避難場所を確保しておく(病院は、避難する場所としてひとつの選択肢になる)。
- 5) 可能なら、家計とは別に貯金をしておく。
- 6) 何があっても、相談員と定期的に連絡をとり、状況を伝えておく。



いざというときのための持ちもののリスト

- 現金
- 貯金通帳と印鑑・カード
- マイナンバーカード
- 健康保険証(コピー可)
- 運転免許証・パスポートなどの本人確認の証明
- 相談機関や知人等の電話番号リスト・住所録
- 財産に関する法的書類のコピー(土地の権利書など)
- 常備薬・処方薬
- あなたや子どもの着替えなど大切なもの
- 調停・裁判の際に証拠となるもの(診断書・被害届・日記など)



2.行動する!

避難

あなたや子どもの身に危険が迫ったとき、家を出て避難することが大切です。緊急一時避難所（配偶者暴力相談支援センター）があります。

家を出るときに気をつけたいこと



追跡されない!

見つからない場所であることが大切。実家よりも、公的な支援場所を利用した方が安全です。



手がかりを残さない!

アドレス帳や相談機関のパンフレットなどを残さないこと。家を出る直前の避難先等への連絡は、公衆電話など記録を残さない方法で。

居場所を伝える人は 最小限に!



加害者はたくみに聞き出そうとします。家族や友人にも言わないことが大切です。

居場所の近くで 銀行や郵便局を利用しない!

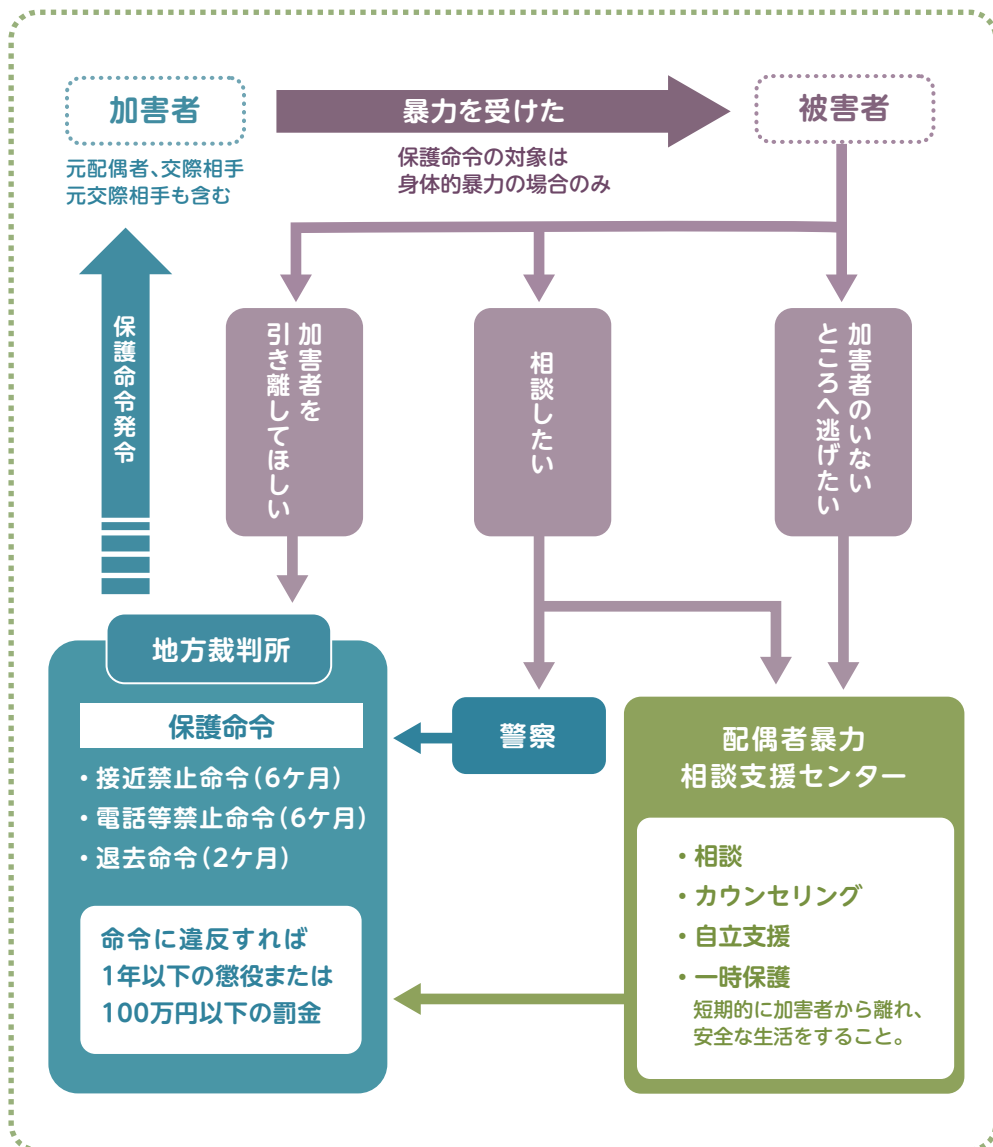
記録から場所が特定されることも多いんです。



子どもと
一緒に

子どもに被害がおよぶ恐れがある場合には、子どもと一緒に出ます。「親権」を主張する時にも、それが重要な要件となります。

支援の流れ



DV防止法とは？

平成13年に、DVに係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、DVの防止と被害者の保護のために制定された法律です。

デートDV

DVは夫婦の間だけではなく「恋人同士」の間にもおきています

チェックがいたら要注意

check!



デートDVしていない？

- 相手が言うことを聞かないとイライラする。
- 相手の行く先、服装、することなど、自分の思う通りにさせたい。
- 相手がどんな人と話しているかが、気になって仕方がない。
- 腹が立つと相手の前で、物をたたいたり、大きな声を出してしまう。
- 相手が自分のことを好きなら、嫌なことでも応じるべきだと思う。

デートDVされていない？

- 「バカ」「死ね」などと言われても、自分が悪いから仕方がない。
- 相手との用事を最優先にするように、頑張って応じている。
- 携帯をチェックされるのを嫌がるのは、自分のわがままだと思う。
- 買えるはずもない高価なプレゼントを要求されても、断れない。
- 一緒にいると怖いと感じることがある。

「デートDVの被害を受けていると」

- 身体的暴力によってケガをするかもしれません
 - やる気がでなくなります
 - 体調が悪くなり、自傷行為をしなくなります
 - 自分が悪い、自分さえ我慢すれば…という思考になります。
- 何よりも、自分の気持ちがわからなくなり、自分を大切にできなくなります。
- 小さな暴力を許していると
- 暴力は繰り返しエスカレートしていきます。

相談を受けたら

「話をしてくれてありがとう」

- ▶ しっかりと話を聴き、批判をしないでください

「あなたが悪いのではない」

- ▶ これが一番大切

「一緒にどうすればいいか考えよう」

- ▶ 一人ではないと分かれば、人はエンパワメントされます

友だちを傷つける言葉

なんで別れないの？

怒らせることしたんじゃない？



愛されているんだよ！

好きなら我慢しないと～

サポート施設

相談機関	電話番号	相談方法	開設日・時間
向日市女性のための相談	075-931-1144	面談(要予約)	第2、第4水(年末年始除く) 13:10~16:00
京都府 家庭支援総合センター (DV・女性相談専用電話)	075-531-9910	電話相談	毎日 9:00~20:00 緊急時は24時間OK
		面談(要予約)	月~金(祝日・年末年始除く) 9:00~19:00
京都府 男女共同参画センター らら京都	075-692-3437	女性・労働相談 電話・面接	月・火 10:00~19:00 木・金・土 10:00~18:00 (正午から1時間休憩) 祝日・年末年始除く)
		女性のための カウンセリング 面接(要予約)	木 18:00~20:50 (祝日・年末年始除く)
		女性のための 法律相談 面接(要予約)	第2・第4木 13:30~16:30 (祝日・年末年始除く)
京都府警察総合相談室 (京都府警察本部)	短縮ダイヤル #9110 または 075-414-0110: ※緊急時は110番	電話・面談	月~金 9:00~17:45 (祝日・年末年始除く)
向日町警察署 (生活安全課)	075-921-0110	電話・面談	月~金 9:00~17:45 (祝日・年末年始除く)
京都性暴力被害者 ワンストップ 相談支援センター 京都SARA(サラ)	075-222-7711	性暴力に関する 電話・面談・支援	10:00~22:00(年中無休)

支援制度

生活支援金の支給

● 生活保護

生活保護は、収入の減少や病気などで生活に困窮する国民に生活を保障し自立を支援する制度です。
経済的な不安から一步を踏み出せない時、相談しましょう。



● 児童扶養手当

ひとり親家庭の児童または父(母)が重度障がいのある場合に支給されます。
(外国人の方も支給対象です)

● その他、ひとり親家庭に対する施策

児童福祉手当
ひとり親家庭医療費助成制度



● 就学援助制度

小中学生のお子さんの学用品など、学校に必要な費用を援助する制度です。

上記 連絡先は 向日市役所 ☎075-931-1111 (代表)

外国人のための多言語相談 Multilingual Helpline(無料)

相談機関: (公財) 京都YWCA・APT 相談方法: 電話 ☎075-451-6522
開設日時: 月 13:00~16:00 / 木 15:00~18:00



公的住居への入居 (DV被害者)

府営住宅の入居申込み

京都府家庭支援課

☎ 075-414-4585

京都府家庭支援総合センター

☎ 075-531-9910



就職に関する支援制度

京都府ひとり親家庭自立支援センター

● 南部センター

京都ジョブパークマザーズジョブカフェ
「ひとり親自立支援コーナー」



面談相談 月~土 / 9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除く)

電話相談予約 ☎ 075-622-3773

メール相談 bosi@kyoto-jobpark.jp

ひとりで悩まないで、
あなたはわるくない。



2020年(令和2年)3月発行／向日市ふるさと創生推進部 広聴協働課

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20番地

電話番号 075-931-1111(代表)